西原町立坂田小学校 校 長 松川 邦昭 (公印省略)

## インフルエンザの取り扱いについて

インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則により「発症したあと5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」と定められています。(発症後最低5日間は出席停止となります。) この期間を経過し、かつ健康状態が良好であれば、下記の『回復届出書』を保護者で記入し、登校時に持たせてくださいますようお願い致します。

*	病院の診断書は必要ありません。

## 回復届出書

## 学校長殿

令和	年	月_	B	C_(病院名)				7	を受診し、
インフルコ	Lンザ (	A型 •	B型)	の診断を受け	けました。	下記のよう	うに熱が推移し、	発症し	た後5日
を経過し、	かつ解説	熱後2日	を経過し	<i>、</i> ましたので、	登校させ	せます。			

	月日			測定時間および体温			測定時間および体温				
発症日(O 日目)	月	⊟ (	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度
発症後(1 日目)	月	⊟(	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度
発症後(2日目)	月	日(	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度
発症後(3日目)	月	日(	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度
発症後(4 日目)	月	⊟ (	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度
発症後(5日目)	月	⊟ (	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度
発症後(6 日目)	月	∃(	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度
発症後(7日目)	月	日(	)	午前	時	分	度	午後	時	分	度

※ 3日目までに熱が下がらなければ出席停止期間は延びていきます。(裏面参照)

令和	年	月	$\Box$			
児童名				(	年	組)
保護者名						FΠ